

**平成29年度ダイオキシン類に係る廃棄物焼却炉等設置者の
自主測定結果の報告状況について**

平成30年9月20日

ダイオキシン類対策特別措置法で規定する特定施設(大気基準適用施設および水質基準適用事業場)の設置者は、同法第28条第1項から第3項の規定により、排出ガス・排出水等の自主測定をおこない、その結果を都道府県知事に報告することが義務づけられています。

平成29年度に報告がなされた自主測定結果について、下記のとおり取りまとめましたので、同法第28条第4項の規定に基づき公表します。(岐阜市を除く県内分)

・自主測定結果は、報告のあった全ての施設が、排出基準に適合していた。
 ・自主測定結果が未報告であった4施設については、立入検査等により、自主測定の実施及び報告と適切な維持管理を指導していく。

<備考> ダイオキシン類対策特別措置法で規定する特定施設及び測定項目

大気基準適用施設 : 廃棄物焼却炉、アルミニウム合金溶解炉等からの排出ガスが測定対象
 ※廃棄物焼却炉については、集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰(その他の燃え殻を含む)が測定対象。

水質基準適用事業場 : 廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設、下水道終末処理施設等が設置されている事業場の排出水が測定対象

自主測定報告の結果

自主測定結果の報告状況等							
	測定対象 (排出基準、処理基準)	稼働中施設				休止等	合計
		報告有 (報告待ちを含む)	未報告	1年未満	小計 (報告率)		
大気基準 適用施設	排出ガス	126	3	1	130 (97%)	53	183
	ばいじん及び焼却灰 (処理基準 3ng-TEQ/g)	122	3	1	126 (97%)	52	178
水質基準 適用事業場	排出水 (排出基準 10pg-TEQ/L)	9	1	0	10 (90%)	4	14

- 排出ガスの排出基準は、施設の規模や設置時期によって異なる。
 - 『1年未満』は設置後1年未満のため、年1回の測定期限がきていない施設を指す。
 - 大気基準適用施設のうち、焼却炉の構造や廃棄物の種類・性状等により、ばいじん又は焼却灰が発生しない場合は、その測定は適用されないため、排出ガスの合計と焼却灰及びばいじんの合計は一致しない。
 - 焼却灰及びばいじんは、排出基準は定められていないが、廃棄物として処理する際にダイオキシン濃度が処理基準(3ng-TEQ/g)を超える場合は、特別管理廃棄物として処理する必要がある。
- ※個々の事業所からの報告値については、[別表](#)をご覧ください。

未報告者への指導

(1) 未報告施設は、別表備考欄に朱書きで「未報告」とある施設

(2) 今後の指導

- 排出ガス、ばいじん及び焼却灰の測定結果について、未報告施設には自主測定の実施及び県への報告を指導している。(罰則はない)
- 未報告施設に対しては、立入検査を実施して稼働状況を調査する。維持管理が適切に行われていない施設は優先的に行政検査の対象とする。
- 未報告施設の稼働状況により、施設の休止、廃止を含めて指導する。

※TEQ(Toxicity Equivalency Quantity)=毒性等量

ダイオキシン類は、223種類の物質の総称で、これらのうち毒性のある物質は29種類ある。

29種類の物質の毒性は強弱があるので、最も毒性の強い2,3,7,8-TeCDD(2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシン)の毒性を1(基準)として、他の物質の毒性の強さを換算した係数を用いてダイオキシン類の毒性を集計したもの。